

松江市告示第 445 号

松江市における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準を次のように定める。

令和 5 年 7 月 26 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準

(目的)

第 1 条 この基準は、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「施行規則」という。）第 12 条の 2 の 12 第 1 項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める認定就労訓練事業を行う施設（以下「認定就労訓練事業施設」という。）について、当該施設において製作された物品の買入れ又は当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）の自立の促進に資することを認定するために必要な基準その他の事項を定めることを目的とする。

(認定の申請)

第 2 条 認定就労訓練事業施設において製作された物品の買入れ又は認定就労訓練事業施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することについて認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第 1 号）に、誓約書（様式第 2 号）及び必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 認定の申請は、認定就労訓練事業を行う施設ごとに行うものとする。

(認定)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の申請書の内容が次の各号のいずれにも該当する場合、申請のあった認定就労訓練事業施設において製作された物品の買入れ又は当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資するものと認定する。

(1) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として法第 16 条の都道府県等の認定を受けていること。

- (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること。
- (3) 生活困窮者就労訓練事業の実施に際し、本市の生活困窮者を受け入れること。
- (4) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (5) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (8) 市税を滞納していないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めた指導に従うこと。

2 市長は、施行規則第12条の2の12第3項の規定に基づきあらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴いた上で、前項の認定をしたときは認定通知書(様式第3号)により、認定しないこととしたときは非該当通知書(様式第4号)により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(認定事項の変更)

第4条 前条第1項の認定を受けた者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第5条 第3条第1項の認定を受けた者は、認定を辞退するときは、辞退届(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(実施調査)

第6条 市長は、第3条第1項の規定に該当することを確認するために必要があると認めるときは、申請者又は認定を受けた者に対して、現場の確認、聞き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、第3条第1項の認定を受けた者が次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の認定を辞退したとき又は取り消されたとき。
- (2) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 営業を廃止又は休止したとき。
- (4) 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき。
- (5) 契約の履行に当たり、不誠実又は不正な行為があったとき。

- (6) 他の認定団体が契約を締結すること又は履行することを妨げたとき。
 - (7) 事業の実施に際し、法律上必要とする資格を有しなくなったとき。
 - (8) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、認定にふさわしくない事由があると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき認定を取り消すこととしたときは、速やかに認定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 3 第1項の取消しは、事由が明らかになった時点で取り消すものとする。

（報告）

第8条 第3条第1項の認定を受けた者は、市長から生活困窮者就労訓練事業の実施状況等の報告の求めがあった場合は、速やかに報告をしなければならない。

（雑則）

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月26日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

生活困窮者の自立の促進に資することの認定申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

所在地

名称

代表者氏名

松江市における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準第2条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

(フリガナ) 事業所名		
担当者	部署 職・氏名	
	電話	
	Fax	
	e-mail	
登録物品 又は役務	物品・役務の内容	

<添付資料>

- 1 定款（個人事業主は除く。）
- 2 事業所概要（パンフレット等）
- 3 登録物品・役務の概要（パンフレット・写真等）
- 4 生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写し
- 5 生活困窮者就労訓練事業内容・実績を確認することができる資料
- 6 その他市長が必要と認める資料

誓 約 書

年 月 日

（あて先）松江市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

松江市における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準第 2 条第 1 項の規定に基づく申請について、同条の規定に基づき、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出書類の内容（認定申請書及び添付書類の内容）について事実と相違ないこと。
- 2 認定基準第 3 条第 1 項各号に規定する事項をすべて満たしていること。

【参考】認定基準

（認定）

第 3 条 市長は、前条第 1 項の申請書の内容が次の各号のいずれにも該当する場合、申請のあった認定就労訓練事業施設において製作された物品の買い入れ又は当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資するものと認定する。

- (1) 認定生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。）第 16 条の都道府県等の認定を受けていること。
- (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること。
- (3) 生活困窮者就労訓練事業の実施に際し、本市の生活困窮者を受け入れること。
- (4) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (5) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (8) 市税を滞納していないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めた指導に従うこと。

2 略

様

松江市長

生活困窮者の自立の促進に資することの認定通知書

年 月 日付の認定申請については、松江市における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準第3条第1項の規定に基づき次のとおり認定いたしましたので、同条第2項の規定により通知します。

1. 認定年月日 年 月 日

2. 認定番号 「 」

第 号
年 月 日

様

松江市長

生活困窮者の自立の促進に資することの非該当通知書

年 月 日付の認定申請については、松江市における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり非該当といたしましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

非該当理由	
-------	--

様式第 5 号（第 4 条関係）

生活困窮者の自立の促進に資することの認定事項変更等届

年 月 日

（あて先）松江市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

年 月 日付認定番号第 号で認定を受けた、生活困窮者の自立の促進に資することの認定について、次のとおり変更等が生じたので、松江市における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準第 4 条の規定により届け出ます。

変更等年月日	
変更等の内容	
変更等の理由	

様式第 6 号（第 5 条関係）

生活困窮者の自立の促進に資することの認定辞退届

年 月 日

（あて先）松江市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

年 月 日付認定番号第 号で認定を受けた、生活困窮者の自立の促進に資することの認定について、次のとおり認定を辞退しますので、松江市における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準第 5 条の規定により届け出ます。

辞退理由	
------	--

第 号
年 月 日

様

松江市長

生活困窮者の自立の促進に資することの認定取消通知書

年 月 日付認定番号第 号で認定を受けた、生活困窮者の自立の促進に資することの認定について、次のとおり取り消しますので、松江市における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準第7条第2項の規定により通知します。

認定取消理由	
--------	--